

令和2年第6回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和2年6月30日（火） 13時40分
出席委員 （19名）	1番 今吉 耕己 2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 10番 中園 真一 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 槐島 睦夫
欠席委員 （0名）	
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 グループ長 富久 亮二 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 有村 真一 主 査 剥岩 泰三 主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和2年第6回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は17番委員と18番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が4件提出されましたので審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1を16番委員。
16番委員	1番です。届出地は清水コミュニティ広場の南に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上です。

議長（会長）	同じく国分の2を9番委員。
9番委員	2番を報告いたします。届出地は国分西小学校の南東に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は農業用施設を建築するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、霧島の3を10番委員。
10番委員	3番。届出地は堀之内自治公民館の北に位置しており、現況は田である。利用変更目的は農業用倉庫160㎡を建築するものである。工事内容はシラスにて30cmの高さに埋め立てるものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響は軽微と思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上、報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人の4を8番委員。
8番委員	4番を報告いたします。届出地は隼人総合福祉センターの北東に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は果樹園として利用するため、現状のまま利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	2番の農業用倉庫ですが、届出ですので許可案件ではございませんが、もし、農業用倉庫として利用されず、他のものに利用されたら後はどうなるんですか。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	はい、只今の件は、農業用倉庫として届出が出されております。農業用倉庫以外の利用でしたら、ここは農振農用地の真ん中ですので、そうなりますと利用変更目的が変わってきますので、違反転用になってくると思われます。農業以外の目的に使われるとなると、違反転用になります。その場合は、農振農用地ですので、農政畜産課と農業委員会で指導していくことになります。以上です。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
2番委員	はい。
議長（会長）	それでは他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転3件、利用権設定188件、中間管理権の設定35件の合計226件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が28件提出されております。これらにつきましては、各地で開催されました農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につ

	きまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転3件、筆数4筆、面積5,131㎡、利用権設定188件、筆数323筆、面積737,182㎡、中間管理権の設定35件、筆数46筆、面積52,046㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	只今、事務局の報告が終わりました。ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、なしという声がありましたので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請18件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の3については、6月29日付けで取下願が出されたので合計は17件となります。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1と2を13番委員。
13番委員	1番。申請地は萩之元公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,046㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして2番。申請地は舞鶴こども園の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,046㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の4と5を15番委員。
15番委員	4番と5番は譲受人が同一人ですのでまとめて報告します。4番の申請地は上之段地区集会所の東に位置し、現況は畑である。5番の申請地は上之段地区集会所の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,861㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の6と霧島の7を17番委員。
17番委員	6番と7番を続けて報告いたします。6番です。申請地は寺蔵公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業

	<p>を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は1,523㎡であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第17条第2項の下限面積要件の基準を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>7番。申請地は東多羅自治公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は880㎡であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第17条第2項の下限面積要件の基準を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の8を14番委員。
14番委員	<p>8番を報告します。申請地は新川公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,252㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人の9を17番委員。
17番委員	<p>9番。申請地は迫間公民館の北西及び南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。申請地は、鹿児島空港建設時に滑走路用地として、旧隼人町が昭和59年頃取得した土地である。その後、滑走路計画に変更が生じ、申請地を※※に農地として貸し付け今日まで※※が管理をしてきたものである。今回、※※が育苗用地として市より払い下げを受けることとなり、3条申請に至ったものである。当申請は、農地法施行令第2条の不許可の例外にあたるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の10を2番委員。
2番委員	<p>10番。申請地は宇都良公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,325㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、同じく国分の11を9番委員。
9番委員	<p>11番を報告します。申請地は湊公民館の北に位置し、現況は田である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,869㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、同じく国分の12、13を16番委員。
16番委員	<p>12番と13番は受人が同一人ですので一括して報告いたします。まず、12番は使用貸借権の設定になります。13番は所有権移転です。申請地は玄亀庵公民館の東に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を</p>

	行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,037㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分の14を2番委員。
2番委員	14番。申請地は国分西小学校の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は24,884㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に、溝辺の15を13番委員。
13番委員	15番。申請地は有川地区集会施設の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,531㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川の16を6番委員。
6番委員	16番を報告します。申請地は佐々木小学校の西に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが使用収益権を設定している。なお、今回の申請にあたって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,556㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の17を11番委員。
11番委員	17番を報告します。申請地は牧園総合支所の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,666㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の18を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	18番を代読いたします。申請地は福山総合支所の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,297㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
9番委員	はい。
議長（会長）	9番委員どうぞ。
9番委員	はい、国分の2番についてお伺いいたします。1種農地のど真ん中に起農計画書が梅で出ていま

	すが、内容について報告いただけますか。周辺は水稻が100パーセント植えられているんですが、梅だと将来に亘って鳥害が心配されるものですから、どうして梅なのかお伺いいたします。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	はい、確かに周りは田んぼなんですけれども、今回、起農されるということで、手がつけやすい梅や果樹から始めたいということでした。現地はまだ田んぼなんですけど、令和元年の1月に利用変更が出ていて、畑として使うことは可能な状況です。
9番委員	1種農地のど真ん中でそういう樹木が植えられると鳥害等が発生するんですよ。作物が梅というのが珍しかったものですから、梅をどういう方法で販売されるのかその辺をお伺いします。
議長（会長）	はい、特別班で調査をしているわけですが、特別班の方々はこの件について何かございますか。
13番委員	はい。
議長（会長）	はい、13番委員どうぞ。
13番委員	起農計画書がありますので読み上げます。上小川の方は梅などの果樹を植えて育てる。川原の方も梅を育てる。いずれも適剪・適果・草刈などを実施すると書いてあります。農業に興味を持っていたこと及び耕作放棄地を若者がなんとかしなければいけないと思ったと書いてあります。以上です。
議長（会長）	はい。只今の意見ですが9番委員よろしいでしょうか。
9番委員	上小川は耕作放棄地ではないですよ。もう一方の方は耕作放棄地になっているんですかね。本当に梅を植えられて販売されるならいいんですが、起農であること、1種農地のど真ん中でそういうことをやられると、周りの方からの苦情が結構出てくるという懸念があるもんですから、質問をさせていただきました。
13番委員	はい。
議長（会長）	はい、13番委員。
13番委員	川原の方は、隣に梅が植えてあり、自分の畑の方に枝がきている。上小川には梅を植えるけど、ちゃんと間隔を取って植えます。隣の田んぼに支障がないように植えますとのことでした。
議長（会長）	9番委員、よろしいでしょうか。それでは他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外10件、農用地への編入2件、用途区分変更1件の計13件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、農用地除外の国分の1と2を14番委員。
14番委員	1番と2番を続けて報告いたします。1番。申出地は、国分北小学校の南西に位置しており、現況は田である。除外目的は、建売住宅15棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 2番。申出地は、こがのもりコミュニティ広場の西に位置しており、現況は不耕作地である。除

	外目的は、車置場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の3を13番委員。
13番委員	3番を報告いたします。申出地は、川原小学校の南に位置しており、現況は田で不耕作地ある。除外目的は、太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の4を10番委員。
10番委員	4番。申出地は、三縄自治公民館の南に位置しており、現況は畑である。除外目的は、一般住宅1棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に横川の5を17番委員。
17番委員	5番。申出地は、植村駅の南西に位置しており、現況は畑である。除外目的は、通路、駐車場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地の500m以内農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の6から9までを18番委員。
18番委員	6番から9番まで続けて報告いたします。6番。申出地は、小田団地の北に位置し、現況は田であります。除外目的は、建売住宅6棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われれます。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われれます。 7番。申出地は、小田団地の北に位置しており、現況は不耕作地であります。除外目的は、建売住宅2棟を建築するものであります。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われれます。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われれます。 8番。申出地は、小田団地の南に位置しており、現況は畑である。除外目的は、建売住宅4棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われれます。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われれます。 9番。申出地は、隼人学校給食センターの西に位置しており、現況は田である。除外目的は、資材置場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の隣接地一体事業に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われれます。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われれます。以上です。
議長（会長）	次に福山の10を15番委員。
15番委員	10番。申出地は、前川内公民館の南西に位置しており、現況は山林である。除外目的は、山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われれます。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われれます。以上です。
議長（会長）	次に農振編入の横川の1を17番委員。
17番委員	1番。申出地は、野坂公民館の南に位置しており、現況は田である。編入目的は、農地として有

	効に利用したいため、農用地へ編入するものである。申出地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の2を11番委員。
11番委員	2番を報告いたします。申出地は、鹿屋公民館の東に位置しており、現況は茶園である。編入目的は、農地として有効利用したいため、農用地へ編入するものです。申出地を農用地へ編入することは問題ないと思われます。以上です。
議長（会長）	次に用途区分変更の福山の1を15番委員。
15番委員	はい、申出地は、福地地区体育館の東に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は、牛舎、堆肥置場、運動場、ロール置場を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	はい、只今の報告につきまして、皆様の方からご意見・ご質疑はありませんか。
12番委員	はい。
議長（会長）	12番委員。
12番委員	9番ですが、※※が資材置場にするという申し出ですが、農用地の真ん中あたりに資材置場というのは、どんな資材置場なんでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	はい、こちらは※※から出された資材置場です。川に堆積した土砂を置くというものです。隣接する西側はプレハブ小屋があり雑種地になっていますが、今回の申出地は田です。
12番委員	その雑種地はどこが持っているんですか。
事務局	雑種地は※※が所有しています。
12番委員	※※が持っていて、その田は隣接するんですか。
事務局	除外が終わって転用する場合は、隣接する雑種地と一体利用することになっています。
12番委員	わかりました。
議長（会長）	12番委員、よろしいでしょうか。
12番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外10件、農用地への編入2件、用途区分変更1件の合計13件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は全件「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第5号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1を18番委員。
18番委員	1番を報告します。申請地は敷根地区コミュニティ広場の東側に位置し、現況は不耕作地であります。転用目的は資材置場を建設するものであります。農地区分は、2種農地のその他の農地に該

	当すると思われます。周囲の農地の用水路・排水路は確保されており、周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。同時に5条申請も出されています。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の2を1番委員。
1番委員	ちょっとすいません。
議長（会長）	ここで暫時休憩いたします。
	〔休憩〕
議長（会長）	休憩前に引き続き会議を再開いたします。溝辺の2を1番委員。
1番委員	2番を報告します。申請地は石峯自治公民館の南に位置し、現況は畑である。転用目的は貸駐車場を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、2件とも承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、全件承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の1と2を1番委員。
1番委員	1番を報告します。申請地は横頭公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして2番です。申請地は石峯自治公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺の3を14番委員。
14番委員	3番を報告いたします。申請地は脇公民館の北に位置し、現況は宅地である。なお、平成11年11月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、既に実行済みである。また、隣接地の宅地451.3㎡を一体利用するもので、全体計画面積は502.3㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の4を19番委員に代わり5番委員。

5 番委員	4 番を代読いたします。申請地は佳例川コミュニティセンターの東に位置し、現況は植林済みである。なお、令和2年2月頃植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものですが、既に実行されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、7月6日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が22件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を13番委員。
13番委員	1番。申請地は国分単人クリーンセンターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は土砂置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年であり一時転用終了後は、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分の2と3を9番委員。
9番委員	2番と3番を続けて報告いたします。2番です。申請地は国分駅の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 3番について報告いたします。申請地は公営住吉団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に国分の4から9までを16番委員。
16番委員	4番から9番まで続けて報告いたします。4番。申請地は東襲山公民館の北東に位置し、現況は宅地である。なお、平成15年4月の4条許可不履行の経緯書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、

	<p>転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>5番。申請地は東襲山公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして6番を報告いたします。申請地は姫城地区コミュニティ広場の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は社会福祉施設用地の造成を行うものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして7番です。申請地は国分中央高校の北西に位置し、現況は既に駐車場である。なお20年から30年前に造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして8番です。申請地は清水地区コミュニティ広場の南西に位置し、現況は既に造成してある。なお、令和2年6月に造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸店舗を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>9番です。申請地は新町生活改善センターの南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲8区画の造成を行うものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接の公衆用道路50㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,171㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の10と11を18番委員。
18番委員	<p>10番と11番を続けて報告します。申請地は敷根公民館の東側に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われます。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。また、隣接地の宅地・公衆用道路の751.09㎡を一体利用するもので、全体計画面積は858.09㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。</p> <p>11番。申請地は敷根地区コミュニティ広場の東側に位置し、現況は不耕作地であります。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われます。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の12を13番委員。
13番委員	12番。申請地は上石原自治公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のそ

	<p>の他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。全体計画面積は1,052㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく溝辺の13と14を1番委員。</p>
1番委員	<p>はい、13番を報告します。申請地は鍋自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして14番です。申請地は陵南中学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に霧島の15を10番委員。</p>
10番委員	<p>15番。申請地は泉水自治公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に隼人の16を5番委員。</p>
5番委員	<p>16番を報告します。申請地はAZ隼人店の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅2棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に隼人の17から19を7番委員。</p>
7番委員	<p>17番を報告します。申請地は野口公民館西集会所の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして18番を報告します。申請地は隼人公民館の北に位置し、現況は駐車場である。なお、年月日不詳で駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして19番を報告します。申請地は隼人運動場の南に位置し、現況は造成済である。なお、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建築するものであり、計画性も妥当で</p>

	<p>るため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人の20を8番委員。</p>
8番委員	<p>20番を報告いたします。申請地は市営東郷団地の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に隼人の21と22を19番委員に代わり5番委員。</p>
5番委員	<p>21番と22番を続けて代読いたします。21番。申請地は小廻地区公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は黒酢醸造壺置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に22番です。申請地は牧野中公民館の南に位置し、現況は畑と一部不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する山林793.68㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,566.68㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。</p>
議長（会長）	<p>はい、調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員賛成〕</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきましては、7月6日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和2年第6回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。以上で令和2年第6回霧島市農業委員会定例総会は終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>姿勢を正して下さい。一同、礼。</p>

閉会 15時10分

17番 _____

18番 _____

19番 _____

